

令和元年度 本巢市総合防災訓練実施要綱

1. 目的

毎年、集中豪雨や台風による洪水や土砂災害が発生し、全国各地で甚大な被害をもたらしています。特に昨年は、本市においても、7月に平成30年7月豪雨、9月に台風21号、24号に見舞われ、幸い人的被害は発生しなかったものの、住家の屋根や瓦、外壁が被災したり、倒木によって長時間の停電が発生したりするなどの被害を受けたところです。

そこで、今年度は、本巢南部、糸貫及び真正地域では台風の接近に伴う大雨による河川の氾濫、根尾及び本巢北部地域では土砂災害を想定した防災訓練を実施します。

訓練を通じて、情報伝達体制や職員の初動体制の確認などを行い、災害対応力の向上を図ります。また、自主防災組織等を中心とした防災訓練の実施を促し、地域の防災力、自助・共助の意識の高揚を図ります。さらに、防災関係機関の平時からの組織体制・機能を確認・評価等を実施し、災害発生時における防災体制の実効性を検証するとともに、防災関係機関相互の連携を図ります。

【重点項目】

- 本巢市災害対策本部機能の点検
- 被害情報及び関係機関との情報収集・伝達体制の確認
- 自助・共助の力の育成を目標とした自主防災組織が主体となった訓練
- 防災講習による知識及び意識の高揚

2. 日時

令和元年8月25日（日）

(1) 市職員等 午前7時00分～午前11時30分

(2) 市民 午前8時00分～午前11時30分

(雨天決行。ただし、警報が発令された場合は中止とします。中止する場合は、午前7時に防災無線により周知します。)

3. 訓練参加機関・団体

本巢市内自主防災組織、岐阜市消防本部、国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所、
(一社) もとす医師会、(一社) もとす歯科医師会、本巢市建設協会、(一社) 岐阜県LPガス
協会本巢支部、本巢地区トラック協議会、本巢市管工事組合、本巢市赤十字奉仕団、本巢市ア
マチュア無線クラブ、本巢市議会、本巢市消防団、(福) 本巢市社会福祉協議会、本巢市

4. 訓練想定

猛烈な台風の接近により、23日から断続的に雨が降り続き、25日午前7時には、降り始め
からの雨量が300mmを越えている。雨は今後さらに勢いを増し、非常に激しい豪雨となる見込
みであり、本巢市に特別警報(大雨・暴風)の発表が予想される。

市南部の地域で河川の氾濫の危険性が高まり、また市北部の地域では土砂災害の危険性が高ま
ったため、市では避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令。

市民は、市の避難情報に基づき避難場所に避難する。

	根尾・本巢北部地域	本巢南部・糸貫・真正地域
8:00	大雨警報が発表され、今後も雨が降り続 く恐れ。 レベル3 避難準備・高齢者等避難開始 発令	根尾川山口水位観測所の水位が避難判断 水位(3.5m)に達し、洪水予報により、 氾濫危険水位を超える恐れ。 レベル3 避難準備・高齢者等避難開始 発令
8:15	土砂災害警戒情報が発表され、今後の降 雨量から避難の必要がある。 レベル4 避難勧告 発令	根尾川山口水位観測所の水位が氾濫危険 水位(3.9m)に達し、洪水予報により、 今後さらに上昇する恐れ。 レベル4 避難勧告 発令
8:30	土砂災害警戒情報が発表され、今までの 累積雨量及び今後の降雨量から直ちに 避難する必要がある。 レベル4 避難指示(緊急) 発令	根尾川山口水位観測所の水位が氾濫危険 水位(3.9m)に達し、洪水予報により、 計画高水位(5.8m)に達する恐れ。 レベル4 避難指示(緊急) 発令

5. 訓練内容

別添「令和元年度 本巢市総合防災訓練日程表(案)」のとおり。

6. 令和元年度 本巢市総合防災訓練安全管理事項

防災訓練の実施にあたっては、次に掲げるところによって安全管理の徹底を図りましょう。

(1) 安全管理者の指導方針

安全管理者は、訓練実施に際して常に危険防止を心がけ、班員の体力、気力の把握と高揚に努め、安全軽視の態度をいましめ、絶えず基本を重視し、規律のある管理のもとに隊員及び使用機材を掌握して指導監督にあたり、危険と認めた場合は直ちに中止の指令を出すものとする。

(2) 各班長の留意事項

- ア 訓練の実施にあたって、班員に対し訓練の種別、目的及び内容並びに目標などを指示し、十分理解させること。
- イ 訓練の開始にあたって、事前に施設及び用具について十分その点検と確認を行い、不備欠陥のあるものは使用してはならない。また、必ず使用目的と性能に応じた方法で使用する
- ウ 訓練中における指示命令は、ためらいなく直ちに与え、班員が安全かつ適確迅速に行動できるものでなければならない。

(3) 班員の留意事項

- ア 訓練の実施にあたって、事前に計画の内容を熟知し指揮者の注意を厳守して行わなければならない。
- イ 訓練を実施する班員は、定められた服装を着衣し、身体保護のため、必ず保安帽及び手袋等を着用すること。(市議会議員、災害対策本部員、市職員、消防団員のみ)
- ウ 訓練は、班員相互の確実な連携動作によって安全性が保持できかつ確実性及び迅速性につながるため、動作の確認呼称と相互の合図を確実に実施しなければならない。
- エ 訓練にあたっては、班員の安全と訓練の効果を最大に発揮できるよう、全員が本部員・班長等指揮者の指示に積極的に従い、協力しなければならない。
- オ 訓練にあたって、緊急自動車等については、交通法規を遵守すること。

総括安全管理者 本巢市長

安全管理者 本巢市副市長、岐阜市消防本部本巢消防署長、本巢市連合自治会長